

農業経営基盤の強化の促進に関する計画変更案の縦覧について（公告）

農業経営基盤の強化の促進に関する計画（以下「地域計画」という）を変更しようとするため、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第7項の規定により公告し、当該地域計画の変更案を次により縦覧に供する。

なお、利害関係人は、当該縦覧期間満了の日までに、当該地域計画の変更案について、意見書を提出することができる。

令和8年6月16日

岡山市長 大森雅夫

1 地域計画の案を作成した地域

- (1) 北区中央第1地域
- (2) 北区中央第2地域
- (3) 北区西部地域
- (4) 北区御津地域
- (5) 北区建部地域
- (6) 中区地域
- (7) 東区東部第1地域
- (8) 東区東部第2地域
- (9) 東区東部第3地域
- (10) 東区瀬戸地域
- (11) 南区第1地域
- (12) 南区灘崎地域
- (13) 東区幸西地区

2 縦覧期間

令和8年6月16日（火）から令和8年6月30日（火）まで

3 縦覧場所

岡山市産業観光局農林水産部農林水産課

4 意見書提出の際の留意事項

意見については、日本語の書面で持参又は郵送により提出することとし、電話での意見は受け付けない。

郵送による場合は、当該縦覧期間満了の日までの消印を有効とする。